

消費生活に関する心配ごと・トラブルは、 阿見町消費生活センターにご相談ください！

△このようなことでお困りではありませんか？

「電話が使えなくなるという不審な電話があった」

「給湯器の無料点検後、高額な製品の購入、工事を勧められた」

「借金の返済に困っている」

「一回だけだと思って購入したが、定期購入だった」

「突然訪問してきた業者と、高額な屋根工事を契約してしまった」



ご相談の際は、契約書、見積書、名刺やパンフレット、商品現物などをご用意ください。

トラブルの状況、事実関係などをできる限り詳しく整理しておきましょう。

相談は無料、秘密は厳守いたします。

消費生活出前講座のご案内

実際に寄せられた相談事例をもとに、悪質商法の手口や対処法などを
消費生活相談員がお話しします。

団体やグループの勉強会などにぜひご利用ください。

※開催可能日は、原則として月～金の9:30～15:00までです。
土・日・祝日の開催を希望される場合は、お問い合わせの際にご相談ください。

まずは、お電話にてお問い合わせください。



阿見町 消費生活センター だより

News from Ami
Consumer Affairs Center

こんな電話がかかってきたら

それは詐欺です!!

国際電話（+から始まる
電話番号）の自動音声で

××ファイナンスより重要な
お知らせです。ご利用中の
電話回線にて未納料金が
発生しているため法的措置
に移行します。



身内を装って
会社のお金が入った
カバンを電車に置き忘れた。

国の行政機関を
名乗って（自動音声）

この電話は2時間後に
使えなくなります。1番
を押してください。

一旦電話を切って家族や警察、
消費生活センターに相談しましょう!!

相談無料・秘密厳守
阿見町消費生活センター

（役場3階）

相談
受付

月曜日～金曜日

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）



（相談専用電話）☎029-888-1871

消費者ホットライン
土日祝日は…

国や県等の相談窓口に繋がる
消費者ホットラインをご利用ください

☎188（イヤヤ泣き寝入り）

令和6年度 阿見町消費生活センターに寄せられた 相談内容トップ5



順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	商品一般	68	身に覚えがないメールやハガキによる架空請求 不審な電話、不審な荷物が届いた等の相談
2	他の役務	36	給湯器、ガス設備、オール電化機器等の点検 不用品回収やサポートサービスに関する相談
2	金融・保険サービス	36	生命保険や損害保険、暗号資産、投資、 クレジットカード、教育ローン、カードローン、 多重債務などに関する相談
4	保健衛生品	32	医薬品や入れ歯など医療器具、集音器、 化粧品に関する相談
5	工事・建築・加工	29	屋根・外壁・ベランダの工事、住宅建築、 リフォーム工事に関する相談

令和6年度相談件数：409件

SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えています

ケース① SNS上の広告がきっかけとなるトラブル

意図しない定期購入、商品が届かない、粗悪品・偽物が届く。

ケース② SNS型投資詐欺

SNSで知り合った相手からLINEなどのSNSに誘導され、もうけ話をもちかけられ、
資金を相手の指定口座にネットバンキングやATMで振り込むように指示される。

ケース③ SNS型ロマンス詐欺

SNS上で知り合い、やり取りを通じて恋愛感情や親近感を抱かせた後
・投資話を持ち掛け金銭を要求する。
・荷物を受け取ってほしいなどと言い、高額な手数料を請求される。

- 広告の内容はしっかり確認！
- 知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断を！
- お金の話が出たら注意！
- 身分証明書等の個人情報を送らない！

被害回復は困難です！！うまい話はありません！



消費生活相談事例

無料点検のはずが、高額な交換工事を契約…

自宅に「ガス給湯器の点検を無料でします」という電話があった。
契約先のガス会社からだと思い来訪を了承した。後日、家に来た業者は点検後「古いのでいつ壊れてもおかしくない」と言ってきた。不具合はなかったが、今日なら割引があると言われ業者の提案を承諾し、交換工事をすることになった。高額だし、契約先のガス会社とは無関係だったことがわかり、解約したい。



アドバイス

- 電話や来訪で点検を持ちかける業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 事業者の説明をうのみにせず、必要のない契約は断りましょう。
- しつこく勧誘されても、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 工事をする場合、複数の業者から見積もりを取り、比較・検討してください。
- 一定期間内であれば、クーリング・オフができる場合があります。

※同様の事例では、屋根工事、分電盤や排水管の点検等があります。

クレジットカードの明細を確認しましょう！

支払い方法が『リボ払い』になつていませんか？

リボ払いとは、クレジットカードの支払いにおいて、あらかじめ設定した金額を毎月支払う方法です。毎月の支払金額を少なくすると、支払期間は長くなり、手数料も高くなります。なかには、リボ払いから「多重債務」に陥るケースもあります。
「毎月の請求額が少ないと思ってはいたが、明細は面倒で見ていなかった。限度額がいっぱい利用できなくなり、確認すると全部リボ払いの残額だった」という事例もあります。



クレジットカードは、毎月の利用明細と請求金額を確認し利用しましょう。
同時に、不正利用の早期発見にもつながります。
不審な点があれば、消費生活センターに相談してください。

